

# 本宮市いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ るよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的とする。
- (2) いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為で あることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを目的とする。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認 識しつつ、市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの 問題を克服することを目指す。

## 2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当 該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与 える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の 対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

注1 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にするこ となく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

注2 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の 児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団な ど、当該児童生徒と何らかの人的関係を示す。

注3 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠され たり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

注4 けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた 児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

## 3 いじめに対する指導方針

### (1) いじめ防止のための措置

- ① いじめについて、教職員全員の共通理解を図る。  
「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成してい く。
- ② いじめに向かわない態度・能力を育成する。  
教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの 推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく 認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を育む。  
教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取る

ことができる機会をすべての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。

また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、自己肯定感を高められるよう努める。

- ⑤ 教師と子どもも、子ども同士の信頼関係の構築に努める。

子どもが安心して学べる環境づくり（居場所づくり）に努める。

## (2) いじめの早期発見のための措置

- ① 学校において、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- ② 日頃から児童生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ③ 児童生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ④ 休み時間や放課後の雑談の中で児童生徒の様子に目を配ったり、生活ノートや教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

## (3) いじめに対する措置

〈いじめの発見・通報を受けたときの対応〉

- ① いじめの発見・通報を受けたときは、真摯に傾聴するとともに、教職員が一人で抱え込みます、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。
- ② 当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ③ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

〈いじめられた児童生徒又はその保護者への支援〉

- ① いじめられた子どもに対しては、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と連携を図り、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

〈いじめた児童生徒への指導又は保護者への助言〉

- ① いじめたとされる児童生徒に対しては、学校において、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行う。
- ③ いじめた児童生徒への指導に当たっては、自らの行為の責任を自覚させる。

④ いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに対象停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

〈いじめが起きた集団への働きかけ〉

- ① いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。
- ② すべての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

〈ネット上のいじめへの対応〉

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ② 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (4) 安全・安心を支える相談体制の充実

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用により、学校等における相談機能を充実する。

### 4 いじめの防止等のための組織等

市教育委員会は、学校・教育委員会・警察・スクールソーシャルワーカーその他の関係機関により構成する「いじめ防止対策連絡協議会」を置くこととする。

### 5 いじめに関する調査

#### (1) ねらい

いじめの早期発見・早期解消につながるよう、本宮市内の小・中学校におけるいじめの実態を把握する。

#### (2) 調査内容及び時期

- ① 8月と10月、2月の年3回、いじめに関する報告書（別紙1）により報告する。

※ いじめに関する報告書については、発生した時点で随時提出する。

### 6 教育委員会における相談体制

- (1) 市教育委員会事務局における面談や電話での相談を受け付ける。
- (2) いじめ問題に関する定期的な実態調査の結果を受け、学校を訪問しての聞き取り調査と指導を行う。
- (3) 関係機関との連携による情報収集を行う。

## いじめを認知したときの対応

### 1 学校における対応

<p>1 事実確認</p> <p>いじめ情報をキャッチ（認知）</p> <p>↓</p> <p>2 報告</p> <p>↓</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 実態把握<ul style="list-style-type: none"><li>① 日常観察による発見・把握<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の児童生徒、当該自児童生徒の生活ノート等からの情報収集</li></ul></li><li>② いじめアンケート調査等の実施</li><li>③ 複数の教員からの情報</li><li>④ 保護者からの訴え、地域からの情報</li></ul></li><li>□ 学年主任、生徒指導主事、関係職員への報告</li><li>□ 管理職への報告</li></ul>
<p>3 管理職を中心とした組織的対応</p> <p>↓</p> <p>管理職</p> <p>↓</p> <p>担任・学年主任</p> <p>↓</p> <p>関係児童生徒</p> <p>↓</p> <p>関係児童生徒の保護</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>□ いじめ根絶チーム（緊急職員会議）等の開催<ul style="list-style-type: none"><li>① 事実確認、情報収集</li><li>② 当該児童生徒等への指導方針</li><li>③ 指導・援助体制の構築<ul style="list-style-type: none"><li>・誰が、誰に、いつまでに、何をするか</li><li>・すぐに行う対応</li><li>・中期、長期的な対応</li><li>・保護者への対応</li></ul></li></ul></li><li>□ 加害・被害児童生徒等への対応<ul style="list-style-type: none"><li>・教育的配慮の上、プライバシーの保護に十分留意</li><li>・事実把握及び指導方法の確認、役割分担の明確化</li></ul></li><li>【被害児童生徒】<ul style="list-style-type: none"><li>○ 受容的態度（話をよく聞く）・理解</li><li>○ 変容と背景の把握</li><li>○ 心の居場所の確保、緊急避難的対応</li></ul></li><li>【加害児童生徒】<ul style="list-style-type: none"><li>○ 受容的態度（話をよく聞く）・理解</li><li>○ 問題点の明確化・根気強い指導</li><li>○ 関係機関との連携</li></ul></li><li>【保護者】<ul style="list-style-type: none"><li>○ 電話連絡→家庭訪問、随時経過説明</li></ul></li><li>【周囲の児童生徒】<ul style="list-style-type: none"><li>○ いじめの不当性の指摘</li><li>○ 正義・勇気ある行為</li></ul></li><li>【児童生徒全体】<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学年・学級での指導、全校集会等での指導</li></ul></li></ul> <p>学校は必ず守り通すという姿勢 ならぬことはならぬ毅然とした姿勢 誠意ある対応 自らの言動を振り返らせる</p>
<p>4 事後対応</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 今後の対応策検討<ul style="list-style-type: none"><li>① 早期発見・早期対応の重要性の理解</li><li>② 当該児童生徒への支援（継続観察指導、保護者との連携等）</li><li>③ 家庭及び関係機関等との連携強化</li><li>④ 組織的な生徒指導の推進</li></ul></li></ul>

## 2 いじめに関する学校への支援

